

発議第6号

静岡市清水庁舎整備に関する住民投票条例の制定について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年10月2日

提出者

石井孝治 風間重樹 安竹信男 白鳥 実

静岡市清水庁舎整備に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、清水庁舎（静岡市清水区旭町6番8号に所在する建物の総体をいう。以下同じ。）の移転に関し、住民の意思を反映させることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、清水庁舎を静岡市清水区袖師町2002番地に所在する清水駅東口公園の土地に移転することに対する賛否について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を実施する。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の公布の日から起算して120日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の9日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示の前日において、本市の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いる。

(投票区及び開票区)

第6条 住民投票の投票区及び開票区は、本市の長の選挙区の投票区及び開票区による。

(投票の方法)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

3 投票人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

4 投票人は、投票所において、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に○の記号を自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

（点字投票等）

第8条 前条第4項及び第10条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

2 前条第4項及び第10条の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

3 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。

4 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人にあつては、同条第2項から第4項まで及び第10条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

（投票用紙の様式）

第9条 投票用紙は、別記様式のとおりとする。

（無効投票）

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

（1）所定の投票用紙を用いないもの

（2）○の記号以外の事項を記載したもの

（3）○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれにも記載したもの

（4）○の記号を自ら記載しないもの

（5）○の記号を投票用紙の記号を記載する欄のいずれかに対して記載したか確認し難いもの

（情報の提供）

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、清水庁舎の移転に関して投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

（投票の促進）

第12条 市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格

者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票結果の告示等)

第14条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第16条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第9条関係）

		○を記載する欄
反	賛	選択肢
対	成	

令和 年 執行

清水庁舎を静岡市清水区袖師町二〇〇二番地に所在する清水駅東口公園の土地に移転することについて

印

---

<注 意>

- 清水庁舎を静岡市清水区袖師町2002番地に所在する清水駅東口公園の土地に移転することについて、あなたが良いと思う選択肢の○をつける欄に○を記載してください。
- のほかは、何も記載しないでください。

備考

- 投票用紙は、片面印刷の方法により調製する。
- 投票用紙は、色紙を用い、又は色刷りとすることができる。
- 投票用紙に押すべき印は、刷込式とすることができる。